

都市計画に関する公聴会議事録

【案件】

鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更（第1号名越ごみ焼却場）

鎌倉都市計画ごみ処理場の変更（第2号名越ごみ処理場）

令和7年（2025年）3月19日（水）

鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂

内田主事

皆様、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから、鎌倉都市計画ごみ焼却場及び鎌倉都市計画ごみ処理場の変更に係る公聴会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めます、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課の内田です。よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、以下、座って進行させていただきます。

本日の公聴会は、「鎌倉都市計画ごみ焼却場の変更」及び「鎌倉都市計画ごみ処理場の変更」の原案についての公聴会を開催するものです。

本日の公聴会の議長は、鎌倉市まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長の永井が務めさせていただきます。

次に、会場にお越しの皆様へのお願い事項を申し上げます。お持ちの携帯電話等については、電源をお切りいただき、写真撮影や録音につきましては、ご遠慮くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

次に、本日の公聴会の開催趣旨についてご説明いたします。本日の公聴会は、都市計画法第16条の「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と鎌倉市まちづくり条例第23条の「都市計画の案を作成しようとするときは、規則で定めるところにより公聴会を開催するものとする。」の規定に基づいて、開催するものです。本日の公聴会の案件である鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更に係る市原案につきましては、令和7年1月24日から2月7日まで縦覧を行うとともに、意見陳述の申し出を受け付けました。そして、1名の方から申し出がありましたので、公聴会を開催するものです。本日の公聴会において、この1名の方から、都市計画の原案に対するご意見を承り、都市計画の案を作成してまいります。それでは、議長、よろしくお願いいたします。

<開会>

永井議長

ただいまから鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更に係る都市計画公聴会を開会いたします。私は、本日議長を務めます、まちづくり計画部の次長を兼ねまして都市計画課担当課長の永井です。どうぞよろしくお願いいたします。以下、着席して進行させていただきます。先ほどのご案内の通りですが、本日の公聴会では公述申し出のあった1名の方にご意見を述べていただきます。まず、公述人の方に注意事項を申し上げます。後ほど私のご案内申し上げますので、前方の公述席においでいただきましてご意見を述べてください。ご意見は意見陳述申出書に記載されました内容に基づいて発言されますようお願いいたします。なお、本日実際に意見陳述をしていただいた内容についてのみご意見として承りますのでご了承ください。

また、お時間でございますが、あらかじめご案内しておりますよう15分以内でお願いいたします。なお、本日は公述人からご意見を伺うための場でございます。質疑応答を行う場ではございませんのでこちらについてもご承知お

きください。次に公聴会の傍聴の皆様にご案内申し上げます。この公聴会は公述の申し出をされた方にご意見を述べていただく場であり、公述人の方以外の発言はできませんのでご承知おきください。その他につきましては会場入口でお渡ししました紙に記載のある注意事項をよくお読みいただき、お守りくださいますようお願いいたします。それでは公述人の方、公述席にご移動していただき、ご意見の公述をお願いいたします。

氏 それでは、公述させていただきます。私、鎌倉市■■■■■■■■■■に住んでおります■■■■■■■■■■と申します。今回の都市計画の変更について、ごみ焼却場の変更、そしてごみ処理場の変更ということで、公告・縦覧されまして、図書を縦覧させていただきました。最初に率直な意見ですが、ごみ焼却場の変更に関しましては、計画書の「位置」に鎌倉市大町5丁目地内、「面積」に約0.4ヘクタールと書いてございます。一方、ごみ処理場の変更に関しても同じように、「位置」は大町5丁目地内と書いてありますが、「面積」は約0.5ヘクタールとなっております。つまり、ごみ焼却場の方の面積は0.4ヘクタール、ごみ処理場の方の面積は0.5ヘクタールになってございます。計画図も添付されておりましたので確認しました。また、名越クリーンセンターにも行きまして、職員の方に案内していただき、この面積が異なることについて確認させていただきました。今年の1月で焼却場は稼働停止になりましたが、逗子市側の三角形の駐車場に用いている部分と反対の北側に、粗大ゴミ等を市民の方が持ち込む場所がございまして、そこにごみを持ち込める小さい建物があります。その部分の2箇所がごみ焼却場を運営するときには都市計画施設の面積に入れていなかった。ただ実際には、ごみ焼却場施設として運用していた。長い間都市計画決定した時の面積のままの0.4ヘクタールでずっと運用していた。今回ごみ処理場に変更するということになりましたから、実際に用いている区域として0.5ヘクタールになったと思いますが、なぜこの0.1ヘクタールが現に使用してきたのにごみ焼却場時代には算入されないで、今度の都市計画変更でごみ処理場になる段階でプラスになったということが、率直な市民感情としては、もっと早く実際に用いているのであれば、0.5ヘクタールということで、正しておけばよかったと思う。この事が疑問に思った次第です。実際に使えない土地を追加したわけではなくて、現に土地として使ってたから問題はないと思うのですが、面積変更がなされないままずっと運用していたことに対して率直な疑問を抱いた次第です。それが本日公述した一点目です。ぜひ検討していただきたい。

本日の公述した2点目は、ごみ焼却場を止めて、新たにごみ処理場を造ることが今回の都市計画変更の最大の目的ですが、これについて鎌倉市は今後自区内処理をやめるということで、焼却場を持たず、他市あるいは民間にごみ処理は委託する。ここに積み替え施設を建設する。それに対する都市計画の変更ということになると聞いている。これは市内を回って、家庭系ごみを集め

てくる収集車が集結し、積み替えをして、積み替えた車で処理する場所へ持ち込むということですが、今まで焼却してきた施設を解体しなければならないので、まず解体工事から始まって、積み替える施設を造らなければならないわけですから相当な時間がかかると思います。令和10年度中に稼働を開始したいという計画になっておりますが、先般、鎌倉市議会で随意契約での中継施設の業務委託についての議案が承認されました。54億7800万円という非常に大きな予算を組む事業でありまして、これについて当時、12月議会ででしたが、新聞報道がありまして、この随意契約した企業が全く別の案件で公正取引委員会の立ち入り検査を受けたという報道があり、鎌倉市の契約案件では立件等がなければ辞退ということはないということですが、別の案件で公正取引委員会の立ち入り検査を受けた事業者1社しか応募がなく、契約したのですが、市民からすると透明性が担保されていないのではないかという疑念を抱きました。公正取引委員会の立ち入り検査を受けるのは重大な議案ですので、市民の54億もの大きな税金を使うわけですから、やはりちゃんとした事業者等と契約をしていただきたいと思うわけで疑念を抱かないような形にしていきたい。鎌倉市の案件で立ち入り検査を受けたわけじゃありませんが、別の案件についても車両の積み替え業務に関わる事案で立ち入り検査を受けている。つまり、価格について他の事業者と事前に談合的な働きかけをしたということは、公正取引委員会の検査の事案になった。やはりそういう疑念を招くような業者と契約したことに対して、市民としては危惧するところです。ぜひきちんとした事業を成し遂げていただきたいということをお願いしたいということが2点目でございます。

3点目は、ごみ焼却場が稼働停止し、ごみ処理場に都市計画変更しますから、ごみ焼却場ではなくてごみ処理場として用いるということになるわけです。ご承知の通り鎌倉市は逗子市にごみ処理を委託する。これは都市計画の案件ではなくて、ごみ処理計画の案件になるわけですが、都市計画の変更でごみ処理場にすることですので、関係ないわけではないです。やはり我々市民としては、その件に関してきちんと確認をしておきたいということで申し述べます。

当初、逗子市に持ち込む予定で鎌倉市はずっと準備をしておきました。しかし、逗子市が葉山町と一緒に生ごみ処理施設の稼働が遅れてしまったために、鎌倉市から搬入するごみの量について、当初より減らさなきゃいけなくなりました。当初の計画通りいってないということを新聞で報道されました。議会でも質問され、担当部署から答弁等があったと伺っております。私の方でも確認させていただきました。正確には来年度からということになります。逗子市だけでは鎌倉市内のごみの処理がとてできないということで、実際には茅ヶ崎市の焼却場でも燃やしてもらおう。さらに大和市の方にも来年度は、燃やしてもらおうということになり、それでも燃やしきれないものは民間にお願いするということでした。先ほど言った逗子市と葉山町の稼働が遅れたために、鎌倉市の家庭系燃やすごみの搬入量を減らさなきゃいけなくなった。これにつ

いて鎌倉市に確認しましたら、大体1ヶ月にして144t減らさなきゃいけない。これが5ヶ月間稼働が遅れたということになります。今年の3月分は除きますので、4、5、6、7月の4ヶ月で576tになるわけです。これを民間に委託しなければ燃やしきれないということを聞いてます。民間での処理費は逗子市での処理費より1tで1万円ぐらい単価が上がると聞いています。単純計算すると576万円ということになるわけです。これが当初より予算が余分にかかることになってしまったと、来年度の4月から大和市に約4,000t、茅ヶ崎市に4,000t、逗子市に9,000tを燃やしてもらおう。それで燃やしきれないもの大体9,000tぐらいになると思うのですが、これを民間で処理してもらおう。そうすると民間はコストが高いので、やはりごみ処理の経費がかなり大きくなっていくということに対して危惧をする次第です。今回の都市計画変更そのものことではなくごみ処理の問題ですが、ごみ処理場を建設ということで今回の都市計画変更が出てくるわけですので、計画に対して市民の過大な負担にならないようにぜひきちんとした検証していただけて進めていただきたい。

さらに、令和16年には逗子の焼却場も稼働停止になりますので、逗子・葉山の収集車も建設するごみ処理場に持ってくる施設になるということですので、かなり多量の車がここに来ることになるということですので、この都市計画変更に伴う将来の計画に対して市民の不安がないように周囲に対して、騒音等の問題もありますので、きちんと説明責任を果たして実行していただきたいということを強くお願いする次第です。

災害時のごみをどうするかという問題もあります。自区内で処理をしない、ごみ焼却場を持たないということですから、今回の都市計画変更は、そういう道を鎌倉市が選択したということをご決定するわけですから、私達市民としてはそれで果たして良いのかどうかということをご改めて市民にも告知しなければいけない。市民の声も拾い、検証していく必要があるんじゃないかと思えますが、ぜひ慎重にこの計画は進めていただきたいということを申し述べさせていただきます。税金のコストがかかるという当初よりもかかってしまっているという問題。それから民間に委託していくということが果たして今後も長く続いているのかどうかという問題。そこら辺はぜひきちんと検証した上で、この都市計画を進めていただきたいということをお願い申し上げまして私からの公述にさせていただきます。

〈閉会〉

永井議長

ありがとうございました。都市計画のご意見、それから付随する事業、市民の皆さんからのご不安に対するお言葉があったというふうに認識いたしました。本日の1名の方の公述は終了いたします。本日につきましては、以上で鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更に係る都市計画公聴会を閉会させていただきます。なお、引き続き事務局から連絡事項がございますのでもう

少々お聞きください。

内田主事

本日のご意見について考え方を取りまとめ、令和7年4月中をめどに、公述人の方に郵送でお知らせします。併せて、ご意見の要旨とご意見に対する考え方を本都市計画課の窓口及びホームページにおいて公表するとともに、本市都市計画審議会に報告させていただきます。併せて、神奈川県との協議、協議後に都市計画の案について、都市計画法第17条の規定に基づき、縦覧手続きを行います。都市計画の案に対してご意見がある場合は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。この意見書については、本市都市計画審議会に付議する際に、その要旨を提出し、ご審議いただくこととなっております。なお、縦覧期間などについては、市の広報及びホームページなどにおいて実施の周知を図るとしております。それでは以上をもちまして、鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更に係る都市計画公聴会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。